

第4章 計画の基本理念・基本目標と施策推進の基本方向

児童を取り巻く環境の変化や、児童育成計画の取組の評価・課題などを踏まえて、子育て支援の社会づくり推進のための基本理念・基本目標を定めます。

1 計画の基本理念・基本目標

次代を担う子どもの育ちと子育てについては、第一義的に保護者がその責任を担っているものであるという基本的認識のもと、社会全体が、子どもを権利の主体として尊重し、一人ひとりの最善の利益が保障されるよう、市民・事業者・行政が連携、協力しながら、すべての子どもの育ちと子育て家庭を支えていくことが大切であると考えます。

そこで、子どもが健やかに生まれ、家族の中で基本的な信頼関係を育み、みんなが支えあう地域の中で心豊かにたくましく成長することができる社会、また、家庭が、安心して子どもを産み育てることができ、子育てに生きがいと誇りを持てる社会づくりを目指し、次のように基本理念を定めます。

家族のきずな 地域のきずな

みんな子育て 夢ある未来・・・うつのみや

また、理念を実現するために、次の3つの基本目標を設定します。

(1) 子どもの個性を 夢につなげる 環境づくり

子ども一人ひとりの個性が尊重され、子どもが自主的・主体的に活動し、将来の夢に向かい、心豊かにたくましく生きる環境づくりを推進します。

(2) 子を持つ喜びを 家族で実感できる 環境づくり

男女が協力しあうことで、子どもを安心して産み育てることへの不安や負担が軽減され、子どもを持ちたいと思う家庭が増加し、すべての家庭が子どもを持つ喜びを実感することができる環境づくりを推進します。

(3) 子育ての楽しさを 地域がきずく 環境づくり

子どもは次代の社会を担う存在であり、子どもが健全に育つためには家庭のほかに地域の養育力も必要であることを、保護者も地域の人々も認識し、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくりを推進します。

2 施策推進の基本方向

前項で定めた基本理念及び基本目標を達成するため、今後の施策の方向性を示し、次代を担う子どもとすべての子育て家庭への支援を推進します。

1 子どもの人権を守る社会環境づくりの促進

子どもの人権の尊重と権利の保障を目指した「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて、子どもを権利の主体として認め、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するため、子どもの権利についての普及・啓発活動を、保護者や子どもを含むすべての市民を対象に様々な機会を通して行うとともに、子どもの人権侵害に対する相談体制の充実に努めます。

特に児童虐待に対しては、身近な地域における未然防止や早期発見を図るため、各地区民生委員・児童委員、主任児童委員が中心となり、自治会や学校、保育所などの地域の関係機関からなる地域活動組織の整備を図ります。

また、子ども一人ひとりの個性を尊重し、健やかな育ちを保障するため、遊びなどを通じて様々な人と触れ合う人間関係の中で、子どもが自主的に考え行動し、積極的に社会に参画するなど、子どもが主体性を持って成長できる環境づくりに努めます。

【取組の方向】

児童虐待に対する総合的な支援の充実

子どもの幸せを第一に考える環境づくりの充実

子どもが自主的に活動できる環境づくりの促進

2 子どもと親の健康支援の充実

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを安心して産み、育てるための基盤となるものであることから、妊娠・出産・育児を通じた親子の健康の確保のほか、妊娠期から乳幼児期を通じて育児不安の軽減を図り、子どもの育ちと子育て家庭の支援の充実に努めます。

また、健康で充実した生活を送るため、乳幼児期からそれぞれの発達段階に応じて、食を通じた人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図る食育の推進に努めます。

さらに、思春期は、次代を担う子どもが人間性と社会性を身につける時期であることから、子どもと親の健やかな成長を支援するため、思春期保健対策に関する取組を推進します。

【取組の方向】

母子保健対策の充実

食育の推進

思春期保健対策の充実

3 すべての子育て家庭への支援の充実

家庭は、子どもが初めて出会う社会であり、家庭で親に愛情を持って育てられることが、子どもの豊かな人間性を育むことから、広くすべての子育て家庭を対象として、親が家庭の役割を認識し、子育ての楽しさを実感できるよう、家庭の養育力を高める支援の充実に努めます。特に、養育上の問題を抱える家庭の育児負担の軽減を図るため、子育て支援のための訪問指導事業を推進します。

また、障がい児を持つ家庭に対しては、子どもの発達に応じて一貫性・継続性のある相談・支援体制の充実を図るほか、ひとり親家庭に対しては、生活支援や経済的支援・就業支援など自立のための総合的な支援を推進するなど、すべての子育て家庭への支援の充実に努めます。

一方、少子化の原因に子育てに係る経済的負担が挙げられていることから、子育て家庭に対する医療・福祉・教育面等における経済的支援の推進に努めます。

【取組の方向】

家庭の養育力を高める支援の充実

障がい児を持つ家庭への支援の充実

ひとり親家庭の自立促進のための総合的な支援の充実

子育て家庭に対する経済的支援の推進

4 利用しやすい子育て支援サービスの充実

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズが多様化していることから、子供の利益が最大限尊重されるよう配慮しながら、これらの多様なニーズに柔軟に対応し、保育サービスの充実に努めます。

また、子育てについての悩み・不安等の軽減を図るため、子育て家庭が利用しやすい身近な地域において、各種子育て支援サービスについての適切な情報提供や育児相談のほか、子育て家庭の交流の場を提供する子育てサロンの拡充に努めます。併せて、子どもの育ちを支える次世代育成支援及び幼児教育のための総合的な施設・サービスの検討を行います。

さらに、利用者が安心して保育サービスを利用できるようにするため、サービスの質の向上や人材の資質の向上に努めます。

【取組の方向】

多様なニーズに応える保育サービスの充実

子育て基盤の充実

保育サービスの質の充実

5 地域における子育て・子育てを支援する環境づくりの充実

地域の養育力の向上を図るため、次代を担う子どもとすべての子育て家庭へ対する地域社会の支援の必要性について理解を深めるとともに、保育所や幼稚園、子どもの家やファミリーサポートセンターなど、地域の様々な社会資源を効果的に活用することで、地域が子どもや子育て家庭と積極的に関わり、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりの充実に努めます。

また、次代を担う子どもが将来、自立した若者となるよう、地域社会において、乳幼児から高齢者までの年齢も立場も異なる様々な人々との交流や体験活動の中で、豊かな心と健やかな体を育むことができる教育環境の充実に努めます。

【取組の方向】

地域における子育て支援の環境づくりの充実

体験の機会を広げる教育環境の充実

6 子育てと仕事の両立支援の充実

男女ともに、家庭と仕事を両立させ、協力して育児に関わることができるよう、従来の固定的な性別役割分業や職場優先の意識にとらわれることなく、男女が平等な立場に立ち、その能力を十分に発揮しながら子育てを行う意識改革を推進するとともに、子育てにおいて、男性も親としての役割を積極的に果たすための各種事業の充実に努めます。

また、企業における次世代育成支援の取組の促進を図るため、企業への働きかけを推進します。

【取組の方向】

夫婦で子育てができる意識づくりの推進

働きやすい環境づくりに関する意識啓発

7 安心して生活できる環境づくりの推進

安心して子どもを育てることができる安全な生活環境を整備するため、子どもや妊産婦をはじめあらゆる人に配慮した道路交通環境や住環境、公共施設等の環境整備を推進します。

また、近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が増加していることから、子どもの安全を確保するため、犯罪や交通事故等を未然に防ぐ地域の取組の支援を行うなど、安全なまちづくりを推進します。

【取組の方向】

子育てしやすい生活環境の整備の推進

子どもにやさしいまちづくりの推進